

改正案	現行
<p>（事業税の標準税率等） 第七十二条の二十二（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。 一〇九（略） 十 証券取引所（株式会社であるものを除く。）及び商品取引所 十一（略） 5〃9（略）</p> <p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一（略） 二 証券取引所（株式会社であるものを除く。）、商品取引所又は</p>	<p>（事業税の標準税率等） 第七十二条の二十二（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。 一〇九（略） 十 証券取引所及び商品取引所 十一（略） 5〃9（略）</p> <p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。</p> <p>一（略） 二 証券取引所、商品取引所又は金融先物取引所がその本来の事業</p>

4 } 11 (略)	金融先物取引所（株式会社であるものを除く。）がその本来の事業の用に供する施設 三丁二十八（略）
4 } 11 (略)	の用に供する施設 三丁二十八（略）